

第六十回国会 衆議院 内閣委員会 議録第一号

本国会召集日(昭和四十三年十二月十日)(火曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

- 委員長 三池 信君
理事 井原 岸高君 理事 浦野 幸男君
理事 塚田 徹君 理事 松澤 雄藏君
理事 大出 俊君 理事 木原 実君
理事 受田 新吉君
赤城 宗徳君 荒松清十郎君
内海 英男君 江崎 眞澄君
桂木 鉄夫君 菊池 義郎君
佐藤 文生君 塩谷 一夫君
野呂 恭一君 藤波 孝生君
三原 朝雄君 八木 徹雄君
淡谷 悠藏君 稻村 隆一君
武部 文君 華山 親義君
浜田 光人君 安井 吉典君
米内山義一郎君 永末 英一君
伊藤惣助丸君 鈴切 康雄君

昭和四十三年十二月十三日(金曜日)
午前十一時二十一分開議

- 出席委員
委員長 三池 信君
理事 井原 岸高君 理事 塚田 徹君
理事 三原 朝雄君 理事 大出 俊君
理事 受田 新吉君
赤城 宗徳君 荒松清十郎君
内海 英男君 桂木 鉄夫君
菊池 義郎君 佐藤 文生君
塩谷 一夫君 八木 徹雄君
淡谷 悠藏君 稻村 隆一君
武部 文君 華山 親義君
浜田 光人君 米内山義一郎君
永末 英一君 伊藤惣助丸君
鈴切 康雄君

出席國務大臣

- 國務大臣 床次 徳二君
(総理府総務長)
國務大臣 荒木萬壽夫君
(行政管理庁長官)
國務大臣 有田 喜一君
(防衛庁長官)

出席政府委員

- 人事院総裁 佐藤 達夫君
総理府人事局長 栗山 康平君
行政管理政務次官 熊谷 義雄君
防衛政務次官 坂村 吉正君
防衛庁長官官房長 島田 豊君
防衛庁人事教育局長 麻生 茂君
防衛施設庁長官 山上 信重君
大蔵省主計局次長 海堀 洋平君

委員外の出席者

- 大蔵大臣官房審議官 細見 卓君
専門員 次木 純一君

十二月十三日
理事藤尾正行君十月三日委員辞任につき、その補欠として三原朝雄君が理事に当選した。

十二月十日
行政機関の職員に關する法律案(内閣提出第七号)
出第七号)
同月十一日
一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

正する法律案(内閣提出第二号)
國家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

本日の會議に付した案件

理事の補欠選任
國政調査承認要求に關する件
一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
國家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○三池委員長 これより會議を開きます。

國政調査承認要求に關する件についておはかりいたします。

- 一、行政機構並びにその運営に關する事項
二、恩給及び法制一般に關する事項
三、國の防衛に關する事項
四、公務員の制度及び給与に關する事項
五、榮典に關する事項

以上の各事項について、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により國政調査を行なうこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

なお、その手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますので御了承を願います。

○三池委員長 理事の補欠選任の件についておはかりいたします。

去る三日、理事藤尾正行君が委員を辞任されましたので、理事が一名欠員になっております。その補欠選任につきましては、先例により委員長において指名いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長は三原朝雄君を理事に指名いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時三十分開議

○三池委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際、新たに就任されました総理府総務長官、行政管理庁長官、防衛庁長官等より発言を求められておりますので、これを許します。床次総理府総務長官。

○床次國務大臣 このたびの内閣改造によりまして、総理府総務長官を拝命いたしました床次徳二でございます。至って至らぬ者でございますが、委員各位の御協力によりまして、その任を果たしたいと思ひます。特に委員長をはじめ各委員の方々に今後ともよろしく願ひいたします。(拍手)

○三池委員長 荒木行政管理庁長官。

○荒木國務大臣 行政管理庁長官を拝命いたしました荒木萬壽夫でございます。微力者でございます。一生懸命がんばりまして、國民の御期待にこたえねばならぬと存じております。何とぞ委員長はじ

め皆さま方の御鞭撻、御叱正のもとに一生懸命つとめさせていたきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○三池委員長 有田防衛庁長官。

○有田国務大臣 私、このたびの内閣改造にあたりまして、防衛庁長官を拜命いたしました有田喜一でございます。たいへん微力の者でございますが、委員各位の御支援のもとにこの大任を果たしたいと思っておりますから、どうかよろしくお願いします。なお、委員長並びに各位の一そうの御鞭撻と御指導を重ねてお願い申し上げます。(拍手)

○三池委員長 熊谷行政管理庁政務次官。
○熊谷政府委員 行政管理政務次官を拜命いたしました熊谷でございます。微力者でございます。よろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○三池委員長 坂村防衛政務次官。
○坂村政府委員 防衛政務次官を拜命いたしました坂村でございます。職責の重大さを認識いたしまして、さらに一生懸命大臣をお助けしてやってみるつもりでございます。委員各位の御支援と御協力をお願いいたします。(拍手)

○三池委員長 内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上の各案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和

二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「七年以内」を「十五年以内」に改め、同項第一号中「二万円」を「三万円」に改める。

第十二条第一項中「左」を「次に」に改め、同項第一号中「利用し、且つ、」を「利用して」に、「交通機関等を利用しない」を「交通機関等を利用しない」に改め、「であるもの」の下に「及び第三号に掲げる職員」を加え、同項第二号中「前号の規定に該当する職員及び」を「自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて」に、「職員を除く」を「もの及び次号に掲げる職員を除く」に改め、同項に次の一号を加える。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

第十二条第二項を次のように改める。
2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- 一 前項第一号に掲げる職員 人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一)(その差額の二分の一が二千二百円をこえるときは、千二百円)を二千四百円に加算した額
- 二 前項第二号に掲げる職員 六百円(その使用する自転車等が原動機付のものである場合には、七百円)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事院規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一)(その差額の二分の一が千二百円をこえるときは、千二百円)を二千四百円に加算した額、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

第十二条第三項を削り、同条第四項中「前三項に規定するもの外」を「前二項に規定するもののほか」に、「改訂」を「改定」に改め、同項を同条第三項とする。

第十九条の二第一項中「宿直勤務が土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行なわれる場合」にあつては、七百六十五円を「人事院規則で定める管理又は監督の業務を主として行なう宿直勤務」にあつては、千円に改め、ただし書を次のように改める。
ただし、土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務にあつては、その額は、七百六十五円(人事院規則で定める管理又は監督の業務を主として行なう宿直勤務にあつては、千五百円)をこえない範囲内において人事院規則で定める額とする。

第十九条の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の宿直勤務のうち常勤的な宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、三千六百円をこえない範囲内において人事院規則で定める月額の宿直手当を支給する。

在 職 期 間 制 合

基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	制 合
三箇月	六箇月	百分の百
二箇月十五日以上三箇月未満	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
一箇月十五日以上二箇月十五日未満	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
一箇月十五日未満	三箇月未満	百分の三十

第十九条の四第一項中、「三月一日」を削り、「次の各号に掲げる区分に応ずる」を「基準日以前六箇月以内」に、「一月以内」を「二箇月以内」に改め、各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる基準日の区分」を「六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合には百分の六十」に改め、

つては、その額は、七百六十五円(人事院規則で定める管理又は監督の業務を主として行なう宿直勤務にあつては、千五百円)をこえない範囲内において人事院規則で定める額とする。

第十九条の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の宿直勤務のうち常勤的な宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、三千六百円をこえない範囲内において人事院規則で定める月額の宿直手当を支給する。

第十九条の三第一項中「期末手当は」の下に「三月一日」を加え、「一月以内」を「二箇月以内」に改め、同条第二項中「合計額」の下に「三月に支給する場合においては百分の五十」を加え、「百分の百」を「百分の九十」に、「百分の二十」を「百分の百九十」に、「基準日以前六月以内の期間」におけるその者の在職期間を「基準日以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間」におけるその者の在職期間の区分に、「次の各号に掲げる割合」を「次の表に定める割合」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

在 職 期 間 制 合

基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	制 合
三箇月	六箇月	百分の百
二箇月十五日以上三箇月未満	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
一箇月十五日以上二箇月十五日未満	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
一箇月十五日未満	三箇月未満	百分の三十

各号を削る。
第二十二條第一項中「五千九百円」を「六千五百円」に改める。
第二十三條第七項中「一月以内」を「二箇月以内」に改める。
別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

号	職務の等級							
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	95,000	69,600				30,500	26,300	19,100
2	99,700	73,200	60,600	49,500	39,000	32,300	27,600	20,000
3	104,400	76,800	63,400	52,100	41,400	34,100	29,000	21,000
4	109,200	80,400	66,200	54,700	43,800	36,200	30,500	22,000
5	114,000	84,000	69,100	57,300	46,200	38,300	32,100	23,000
6	118,800	87,700	72,000	60,000	48,700	40,500	33,700	24,100
7	123,600	91,400	74,900	62,700	51,200	42,700	35,500	25,200
8	128,400	95,100	77,800	65,400	53,800	44,900	37,300	26,300
9	133,200	98,800	80,700	68,100	56,400	47,100	39,100	27,400
10	138,000	102,300	83,600	70,800	59,000	49,300	40,900	28,500
11	141,800	105,600	86,200	73,400	61,600	51,500	42,700	29,600
12	144,500	108,600	88,800	76,000	63,900	53,700	44,500	30,700
13	147,200	110,700	91,400	78,400	66,100	55,900	46,300	31,800
14	149,500	112,800	94,000	80,800	67,900	57,900	47,300	32,900
15	151,800	114,900	96,000	83,000	69,400	59,900	48,300	33,800
16			98,000	85,200	70,600	61,100		34,600
17				87,100	71,700	62,200		35,400
18				89,000	72,800	63,200		
19					73,900	64,200		
20						65,200		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

号	職務の等級				
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	38,700	30,200		26,200	19,400
2	40,500	31,800		27,500	20,400
3	42,300	33,400		28,800	21,400
4	44,200	35,100		30,200	22,400
5	46,200	36,900		31,600	23,600
6	48,200	38,700		33,000	24,900
7	50,200	40,500		34,400	26,200
8	52,100	42,100		35,900	27,500
9	54,000	43,700		37,400	28,800
10	55,700	45,300		38,800	30,100
11	57,400	46,900		40,200	31,400
12	59,000	48,500		41,600	32,500
13	60,600	50,100		43,000	33,600
14	62,200	51,700		44,400	34,600
15	63,800	53,300		45,800	35,600
16	65,400	54,400		47,000	36,600
17	66,700	55,500		48,200	37,500
18	67,900	56,600		49,400	38,400
19	69,100	57,600		50,200	39,200
20	70,200	58,600		51,000	40,000
21	71,300	59,600		51,800	40,800
22	72,300	60,500		52,600	41,600
23	73,300	61,400		53,400	42,400
24	74,300	62,300		54,200	43,100
25	75,300	63,200		55,000	43,800
26	76,300				44,500
27					
28					
29					
30					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

号	職務の等級							
	1 等級	2 等級	特 3 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,400	—	—	—	—	35,100	29,000	21,100
2	84,000	73,200	67,000	56,300	45,200	37,200	30,500	22,000
3	87,700	76,800	69,900	58,900	47,600	39,300	32,100	23,000
4	91,400	80,400	72,800	61,600	50,100	41,500	33,700	24,100
5	95,100	84,000	75,700	64,300	52,600	43,700	35,500	25,200
6	98,800	86,900	78,600	67,000	55,200	45,900	37,300	26,300
7	102,300	89,800	81,500	69,700	57,800	48,100	39,100	27,400
8	105,800	92,700	84,400	72,400	60,400	50,300	40,900	28,500
9	109,000	95,400	87,300	75,100	63,000	52,500	42,700	29,600
10	112,000	98,100	90,200	77,800	65,600	54,700	44,500	30,700
11	115,000	100,800	92,800	80,400	68,200	56,900	46,300	32,100
12	118,000	103,500	95,400	83,000	70,500	59,100	48,100	33,500
13	120,200	105,800	98,000	85,400	72,700	61,300	49,900	34,600
14	122,400	107,800	100,600	87,800	74,500	63,300	50,900	35,500
15		109,800	102,600	90,000	76,000	64,500	51,900	36,400
16			104,600	92,200	77,200	65,500		
17			106,600	94,100	78,300	66,500		
18				96,000	79,400			
19				97,900	80,500			
20				99,800				
21				101,700				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

号	職務の等級							
	1 等級	2 等級	特 3 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,400	—	—	—	—	29,000	25,300	22,600
2	84,000	73,200	67,000	56,300	40,500	31,000	26,400	23,500
3	87,700	76,800	69,900	58,900	42,900	33,100	27,500	24,400
4	91,400	80,400	72,800	61,600	45,300	35,300	29,000	25,300
5	95,100	84,000	75,700	64,300	47,800	37,500	30,900	26,400
6	98,800	86,900	78,600	67,000	50,300	39,700	33,000	27,500
7	102,300	89,800	81,500	69,700	52,900	41,900	35,100	29,000
8	105,800	92,700	84,400	72,400	55,500	44,100	37,200	30,800
9	109,000	95,400	87,300	75,100	58,100	46,300	39,300	32,800
10	112,000	98,100	90,200	77,800	60,700	48,500	41,400	34,800
11	115,000	100,800	92,800	80,400	63,300	50,700	43,500	36,900
12	118,000	103,500	95,400	83,000	65,900	52,900	45,600	39,000
13	120,200	105,800	98,000	85,400	68,500	55,100	47,700	41,100
14	122,400	107,800	100,600	87,800	70,800	57,300	49,800	43,200
15		109,800	102,600	90,000	73,000	59,500	51,900	45,300
16			104,600	92,200	74,700	61,700	54,000	47,400
17			106,600	94,100	76,200	63,900	56,100	49,500
18				96,000	77,700	66,100	58,200	51,600
19				97,900	78,800	67,600	60,300	53,700
20				99,800	79,900	69,100	62,400	55,800
21				101,700	81,000	70,200	64,500	57,900
22					82,100	71,300	66,000	60,000
23					83,200	72,400	67,500	61,500
24						73,400	68,600	63,000
25						74,400	69,700	64,100
26						75,400	70,700	65,200
27							71,700	66,300
28							72,700	67,300
29								68,300
30								69,300
31								70,300

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

号	職務の等級							
	1 等級	2 等級	特 3 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	80,400	—	—	—	—	35,100	29,000	21,500
2	84,000	73,200	67,000	56,300	45,200	37,200	30,500	22,700
3	87,700	76,800	69,900	58,900	47,600	39,300	32,100	23,900
4	91,400	80,400	72,800	61,600	50,100	41,500	33,700	25,100
5	95,100	84,000	75,700	64,300	52,600	43,700	35,600	26,300
6	98,800	86,900	78,600	67,000	55,200	45,900	37,500	27,500
7	102,300	89,800	81,500	69,700	57,800	48,100	39,400	28,700
8	105,800	92,700	84,400	72,400	60,400	50,300	41,300	30,100
9	109,000	95,400	87,300	75,100	63,000	52,500	43,100	31,600
10	112,000	98,100	90,200	77,800	65,600	54,700	44,900	33,100
11	115,000	100,800	92,800	80,400	68,200	56,900	46,700	34,700
12	118,000	103,500	95,400	83,000	70,500	59,100	48,500	36,300
13	120,200	105,800	98,000	85,400	72,700	61,300	50,300	37,900
14	122,400	107,800	100,600	87,800	74,500	63,300	52,100	39,500
15		109,800	102,600	90,000	76,000	65,100	53,300	41,100
16			104,600	92,200	77,200	66,300	54,500	42,700
17			106,600	94,100	78,300	67,400	55,600	44,300
18				96,000	79,400	68,400	56,600	45,800
19				97,900	80,500	69,400	57,600	47,300
20				99,800		70,400		48,300
21				101,700				49,300
22								50,300

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

号	職務の等級					
	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	90,200	71,000	55,000	42,700	32,500	22,900
2	94,300	74,300	58,200	45,600	34,300	24,100
3	98,400	78,600	61,400	48,500	36,200	25,700
4	102,500	82,400	64,600	51,400	38,200	27,400
5	106,600	86,200	67,800	54,200	40,200	29,100
6	110,700	90,000	70,800	57,000	42,300	30,800
7	114,800	93,800	73,800	59,800	44,400	32,500
8	118,900	97,600	76,800	62,600	46,600	34,000
9	123,000	101,400	79,800	65,400	48,800	35,500
10	126,700	105,200	82,400	68,200	51,000	37,000
11	130,400	108,900	85,000	70,500	53,000	38,500
12	132,800	112,600	87,600	72,800	55,000	40,000
13	135,200	116,300	90,200	74,600	56,900	41,400
14	137,600	119,100	92,000	76,400	58,800	42,800
15	139,900	121,400	93,800	78,200	60,700	44,200
16	142,200	123,700	95,400	79,800	62,300	45,600
17	144,500	126,000	97,000	81,400	63,900	47,000
18		128,300	98,600	83,000		48,400
19		130,600				49,800
20						51,000
21						52,200

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	41,900	33,000	26,200	19,300
2	44,300	34,600	27,500	20,300
3	46,700	36,200	28,800	21,300
4	48,900	37,800	30,200	22,400
5	51,100	39,700	31,600	23,600
6	53,200	41,900	33,000	24,900
7	55,300	44,200	34,400	26,200
8	57,400	46,500	35,900	27,500
9	59,200	48,500	37,400	28,800
10	61,000	50,500	39,100	30,100
11	62,800	52,500	40,800	31,400
12	64,500	54,300	42,600	32,700
13	66,200	56,100	44,400	34,100
14	67,900	57,700	46,000	35,500
15	69,600	59,000	47,600	36,900
16	71,200	60,300	49,200	38,300
17	72,800	61,600	50,800	39,700
18	74,100	62,900	52,400	41,100
19	75,400	64,000	53,600	42,200
20	76,700	65,100	54,800	43,300
21	77,900	66,200	56,000	44,200
22	79,100	67,300	57,000	45,100
23	80,300	68,400	58,000	46,000
24		69,500	59,000	46,900
25			60,000	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	41,800	29,300	23,000
2	69,700	52,400	44,600	31,100	24,300
3	73,500	55,700	47,500	33,000	25,600
4	77,300	59,000	50,400	35,100	27,000
5	81,100	62,200	53,300	37,200	28,400
6	84,900	65,400	56,200	39,500	29,800
7	88,700	68,600	59,100	41,800	31,400
8	92,500	71,800	62,000	44,100	33,200
9	96,300	75,000	64,500	46,400	35,300
10	100,100	78,200	67,000	48,700	37,500
11	103,900	81,000	69,500	51,000	39,700
12	107,700	83,800	71,800	53,300	41,900
13	111,500	86,300	74,100	55,600	44,100
14	115,300	88,800	76,400	57,900	46,300
15	119,100	91,300	78,500	60,000	48,500
16	122,900	93,800	80,600	62,100	50,700
17	126,700	96,100	82,700	64,200	52,900
18	130,300	98,400	84,800	65,700	55,100
19	133,800	100,600	86,800	67,200	57,100
20	137,300	102,800	88,800	68,700	59,000
21	140,800	104,700	90,800	70,100	60,500
22	144,000	106,600	92,600	71,500	62,000
23	147,200	108,500	94,400	72,900	63,200
24	149,500	110,100	96,200	74,300	64,400
25	151,800	111,700	97,600	75,500	65,400
26		113,300	99,000	76,700	66,400
27		114,900	100,400	77,900	67,400

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円
1		27,600	21,000
2	58,900	29,300	22,000
3	61,400	30,800	23,000
4	63,900	32,400	24,100
5	66,400	34,100	25,400
6	69,200	35,900	26,800
7	72,100	37,700	28,200
8	75,000	39,800	29,600
9	77,900	42,000	31,000
10	80,800	44,200	32,500
11	83,700	46,600	34,300
12	86,600	49,000	36,100
13	89,500	51,400	38,200
14	92,400	53,800	40,300
15	95,300	56,200	42,400
16	98,200	58,600	44,500
17	101,100	61,000	46,600
18	103,600	63,500	48,700
19	106,100	66,000	50,800
20	108,600	68,500	52,700
21	111,100	71,000	54,600
22	113,200	73,400	56,500
23	115,300	75,700	58,400
24	117,400	78,000	59,900
25	119,500	80,300	61,400
26	121,600	82,600	62,500
27		84,900	63,600
28		87,000	64,700
29		89,100	65,800
30		91,000	66,900
31		92,900	67,900
32		94,800	68,900
33		96,500	69,900
34		98,200	70,900
35		99,500	71,900
36		100,800	
37		102,100	
38		103,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円
1		24,100	21,000
2	48,200	25,900	22,000
3	50,600	27,600	23,000
4	53,000	29,300	24,100
5	55,400	30,700	25,400
6	57,800	32,200	26,800
7	60,200	33,800	28,200
8	62,600	35,500	29,600
9	65,100	37,200	31,000
10	67,600	39,200	32,400
11	70,100	41,300	33,900
12	72,500	43,500	35,400
13	74,800	45,800	37,100
14	77,100	48,100	38,800
15	79,400	50,400	40,500
16	81,700	52,700	42,200
17	84,000	55,000	43,900
18	86,100	57,200	45,600
19	88,200	59,400	47,100
20	90,200	61,600	48,600
21	92,200	63,800	49,600
22	94,100	66,000	50,600
23	95,800	67,800	51,600
24	97,500	69,400	52,600
25	98,800	71,000	
26	100,100	72,600	
27	101,400	74,100	
28	102,700	75,600	
29	104,000	77,000	
30		78,400	
31		79,800	
32		81,200	
33		82,600	
34		84,000	
35		85,200	
36		86,400	
37		87,600	
38		88,800	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	103,800	—	41,800	30,800	24,100
2	107,600	59,000	44,600	32,500	25,900
3	111,400	62,200	47,500	34,300	27,600
4	115,200	65,400	50,400	36,200	29,300
5	119,000	68,600	53,300	38,100	30,800
6	122,800	71,800	56,200	40,200	32,400
7	126,600	75,000	59,200	42,400	34,100
8	130,300	78,200	62,200	44,600	35,900
9	133,800	81,300	65,400	47,000	37,700
10	137,300	84,900	68,600	49,400	39,800
11	140,800	88,700	71,800	51,800	41,900
12	144,000	92,500	75,000	54,200	44,000
13	147,200	96,300	78,200	56,600	46,100
14	149,600	100,100	81,000	59,000	48,200
15	151,900	103,900	83,800	61,400	50,300
16		107,700	86,300	63,800	52,400
17		111,500	88,800	66,200	54,400
18		115,300	91,300	68,700	56,400
19		119,100	93,800	71,100	58,400
20		122,900	96,100	73,500	60,000
21		126,100	98,400	75,800	61,600
22		128,400	100,600	78,100	63,000
23		130,700	102,800	80,400	64,400
24		133,000	104,300	82,700	65,500
25		135,300	105,800	85,000	66,600
26		137,600	107,300	87,100	67,700
27				89,200	68,800
28				91,100	
29				93,000	
30				94,900	
31				96,600	
32				98,300	
33				99,600	
34				100,900	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	26,800	23,000	19,100
2	64,600	42,300	28,300	24,200	20,000
3	67,600	45,100	30,000	25,400	21,000
4	70,600	47,900	31,900	26,600	22,000
5	74,000	50,700	34,000	28,000	23,000
6	77,400	53,500	36,300	29,500	24,200
7	80,900	56,300	38,600	31,100	25,400
8	84,400	59,100	41,100	33,000	26,600
9	88,600	61,700	43,600	34,900	27,800
10	92,800	64,300	46,100	37,100	29,000
11	97,000	66,900	48,600	39,300	30,200
12	101,400	69,500	51,100	41,600	31,400
13	105,800	72,100	53,600	43,900	32,600
14	110,200	74,700	56,100	46,200	33,800
15	114,600	77,200	58,600	48,500	35,000
16	119,000	79,600	61,000	50,700	36,000
17	123,200	81,800	63,400	52,800	37,000
18	127,400	84,000	65,700	54,900	
19	131,300	86,200	68,000	57,000	
20	134,700	88,000	69,700	58,700	
21	137,600	89,800	71,400	60,200	
22	140,500	91,600	72,900	61,700	
23	143,400	93,200	74,400	62,900	
24	145,700	94,800	75,800	64,100	
25	148,000	96,400	77,200	65,100	
26		98,000	78,600	66,100	
27		99,600	80,000		
28		101,200			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

号	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1		円 91,500		円 66,200		円 —		円 34,800
2		95,200		69,800		55,800		37,400
3		98,900		73,400		59,200		40,000
4		102,600		77,000		62,600		42,800
5		106,300		80,600		66,000		45,900
6		110,000		84,200		69,400		49,000
7		113,700		87,800		72,700		52,100
8		117,200		91,400		76,000		55,200
9		120,700		95,000		79,300		58,300
10		124,200		98,600		82,500		61,400
11		127,700		102,200		85,700		64,300
12		130,900		105,400		88,500		66,600
13		134,100		108,600		91,300		68,900
14		137,300		111,600		94,000		71,200
15		140,300		114,600		96,000		73,500
16		143,300		116,600		98,000		75,800
17		146,300		118,600		99,600		78,000
18		148,600		120,600		101,200		80,200
19		150,900		122,600		102,800		82,100
20				124,600		104,400		84,000
21						106,000		85,400
22						107,600		86,800
23								88,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

号	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1		円 72,200		円 51,800		円 34,600		円 26,300		円 23,000		円 20,000
2		75,900		54,600		36,900		27,600		24,100		21,000
3		79,600		57,400		39,200		29,000		25,200		22,000
4		83,300		60,300		41,600		30,500		26,300		23,000
5		87,100		63,200		44,000		32,300		27,600		24,100
6		90,900		66,100		46,400		34,100		29,000		25,200
7		94,700		69,000		48,800		36,200		30,500		26,300
8		98,000		71,700		51,300		38,300		32,100		27,400
9		101,300		74,400		53,900		40,500		33,700		28,400
10		104,500		77,100		56,500		42,700		35,500		29,200
11		107,700		79,400		59,100		44,900		37,300		30,000
12		109,900		81,700		61,700		47,100		39,100		30,700
13		112,100		83,800		64,000		49,300		40,900		31,400
14		114,000		85,900		66,200		51,500		42,700		
15		115,900		87,700		68,000		53,600		44,500		
16		117,800		89,500		69,700		55,700		46,300		
17				91,100		70,900		57,700		47,300		
18				92,700		72,100		59,700		48,300		
19						73,300		60,900		49,100		
20						74,500		62,000		49,900		
21								62,900				
22								63,800				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号	俸	職務の等級				
		特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
1		60,200	43,700	34,200	24,400	20,600
2		62,800	46,100	36,300	25,600	21,800
3		65,400	48,500	38,600	26,900	23,000
4		68,000	50,900	40,900	28,200	24,200
5		70,600	53,200	43,200	29,500	25,400
6		73,200	55,500	45,400	30,900	26,700
7		75,800	57,800	47,600	32,400	28,000
8		78,400	60,100	49,800	34,000	29,300
9		81,000	62,400	52,000	35,700	30,700
10		83,600	64,700	54,200	37,400	32,100
11		85,900	66,900	56,300	39,200	33,600
12		88,200	69,100	58,400	41,000	35,200
13		90,500	70,900	60,500	42,800	36,800
14		92,300	72,700	62,200	44,600	38,400
15		94,100	74,400	63,600	46,300	40,000
16		95,900	76,100	65,000	47,700	41,300
17		97,700	77,800	66,300	49,100	42,600
18		99,500	79,200	67,400	50,400	43,600
19		101,300	80,600	68,500	51,700	44,600
20			82,000	69,600	53,000	45,600
21			83,300	70,600	54,000	46,600
22			84,600	71,600	55,000	47,600
23			85,900	72,600	56,000	
24			87,000		57,000	
25			88,100		58,000	
26			89,200			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号	俸 給 月 額	
	甲	乙
	円	円
1	215,000	136,000
2	225,000	145,000
3	235,000	154,000
4	245,000	163,000
5	255,000	173,000
6	265,000	183,000
7	285,000	193,000
8		204,000
9		215,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正
 第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。
 附則第二十項中「暫定手当の月額」の下に「(同日における当該暫定手当の月額の定めがない場合にあっては、人事院規則で定めるこれに相当する額)を加える。」
 (二) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正
 第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。
 附則第十六項を削り、附則第十七項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十八項を附則第十七項とし、附則第十九項を附則第十八項とする。
 (三) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正
 第四条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

1 (施行期日等)
 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二の改正規定はこの法律の公布の日から起算する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、第一条中同法第十九条の三第一項及び第二項、第十九条の四並びに第二十三条第七項の改正規定は昭和四十四年四月一日から施行する。
 2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)第十二条の規定は昭和四十三年五月一日から、改正後の法第十条の三第一項、第二十二條第一号)の一部を次のように改正する。
 附則第十四項の見出し中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に改め、同項中「改正後の法」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。以下「昭和四十三年改正法」という。))第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に、「以下「三級地支給額」という」を「同日における当該暫定手当の月額の定めがない場合にあっては、人事院規則で定めるこれに相当する額」とし、以下「三級地支給額」という」に、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十三年七月三十一日」に改め、「俸給月額を受ける職員」の下に「(昭和四十三年七月三十一日に係る場合にあっては、同日において職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員のうち、昭和四十三年改正法附則第八項の規定に基づき職務の等級の号俸を定められることとなる職員を除く。)」を加え、「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に、「昭和四十三年四月一日」を、「昭和四十三年八月一日」に改める。
 附則

項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第二条から第四条までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は同年八月一日から適用する。

3 昭和四十三年八月一日(以下「切替日」という)の前日においてその者の属する職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員(切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日の前日においてその者の属する職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。)

4 前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く)の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という)に対応する附則別表第二から附則別表第四までに定める号俸とし、前項の規定による切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く)の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が医療職俸給表(乙)の三等級である職員(附則第八項に規定する職員を除く)の切替日における号俸は、旧号俸の号数に一を加えて得た号数の号俸とする。

6 前二項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

7 旧号俸が税務職俸給表、公安職俸給表(一)又は公安職俸給表(二)の二等級の号俸である職員の切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間にあって、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員(改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる)の切替日前の異動者の号俸等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

12 改正前の法の規定に基づいて切替日(通勤手当にあつては、昭和四十三年五月一日)からの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払いみなす。

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 職務の等級の切替表

俸給表	切替日における職務の等級	
	甲	乙
税務職俸給表	特3等級	3等級
公安職俸給表(一)		
公安職俸給表(二)		
海事職俸給表(一)	特1等級	1等級
医療職俸給表(乙)		

附則別表第二 税務職俸給表、公安職俸給表(一)又は公安職俸給表(二)の俸3等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	号俸	切替日における号俸
2	号俸	俸
3	号俸	俸
4	号俸	俸
5	号俸	俸
6	号俸	俸
7	号俸	俸
8	号俸	俸
9	号俸	俸
10	号俸	俸
11	号俸	俸

旧号俸	号俸	切替日における号俸
12	号俸	俸
13	号俸	俸
14	号俸	俸
15	号俸	俸
16	号俸	俸
17	号俸	俸
18	号俸	俸
19	号俸	俸
20	号俸	俸

附則別表第三 海事職俸給表(一)の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	号俸	切替日における号俸
1	号俸	俸
2	号俸	俸
3	号俸	俸
4	号俸	俸
5	号俸	俸
6	号俸	俸
7	号俸	俸
8	号俸	俸
9	号俸	俸
10	号俸	俸
11	号俸	俸
12	号俸	俸
13	号俸	俸
14	号俸	俸
15	号俸	俸
16	号俸	俸
17	号俸	俸
18	号俸	俸

附則別表第四 医療職俸給表(乙)の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	号俸	切替日における号俸
1	号俸	俸
2	号俸	俸
3	号俸	俸
4	号俸	俸
5	号俸	俸
6	号俸	俸
7	号俸	俸
8	号俸	俸
9	号俸	俸
10	号俸	俸
11	号俸	俸
12	号俸	俸
13	号俸	俸

14	時	時	時
15	時	時	時
16	時	時	時
17	時	時	時
18	時	時	時
19	時	時	時
20	時	時	時
21	時	時	時
22	時	時	時
23	時	時	時
24	時	時	時
25	時	時	時

理由
 人事院の国会及び内閣に対する昭和四十三年八月十六日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、通勤手当及び宿日直手当の改正を行なうとともに、期

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	五五〇,〇〇〇円
国務大臣	四〇〇,〇〇〇円
会計検査院長 人事院総裁	四〇〇,〇〇〇円
内閣法制局長官 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	三三〇,〇〇〇円
検査官(会計検査院長を除く。 人事官(人事院総裁を除く。)) 政務次官	二八五,〇〇〇円

末手当及び勤勉手当の支給に関する制度の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
 (特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
 第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
 第四条第二項中「五千九百円」を「六千五百円」に、「一万五百円」を「一万千円」に改める。
 第九条中「五千九百円」を「六千五百円」に改める。
 別表第一から別表第三までを次のように改める。

官 職 名	俸 給 月 額
内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍 従 長	二七五,〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員 地方財政審議会会長 式部官長	二五五,〇〇〇円
土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 行政監視委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫	二三五,〇〇〇円
大 使	五号俸 三三〇,〇〇〇円 四号俸 二七五,〇〇〇円 三号俸 二五五,〇〇〇円 二号俸 二三五,〇〇〇円 一号俸 二〇五,〇〇〇円

別表第二

別表第三

官 職 名	俸 給 月 額
公 使	四号俸 二七五、〇〇〇円
	三号俸 二五五、〇〇〇円
	二号俸 二三五、〇〇〇円
	一号俸 二〇五、〇〇〇円
	八号俸 一一五、〇〇〇円
	七号俸 一〇三、五〇〇円
秘 書 官	六号俸 九二、五〇〇円
	五号俸 八二、〇〇〇円
	四号俸 七二、五〇〇円
	三号俸 六三、五〇〇円
	二号俸 五五、〇〇〇円
	一号俸 四九、〇〇〇円

(特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の見出し中「昭和四十三年四月一日を昭和四十三年八月一日」に改め、同項中「改正後の法」を「特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第一号)」と改め、以下「昭和四十三年改正法」という。第一条の規定による改正後の特別職の職員に關する法律に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」及び「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附則第六項を次のように改める。

6 昭和四十三年改正法第一条の規定による改正後の特別職の職員に關する法律第四條第二項の規定の適用については、同項中「一万千円」とあるのは、昭和四十三年八月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては「一万千三百三十三円」と、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては「一万千九百九十九円」と、同年四月一日以降においては「一万千二百六十五円」とする。

(日本万国博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部改正)

第三条 日本万国博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法(昭和四十三年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「二十六万円」を「二十七万五千円」に改める。

改める。

(沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に關する暫定措置法の一部改正)

第四条 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に關する暫定措置法(昭和四十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「二十六万円」を「二十七万五千円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条から第四条までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は、昭和四十三年八月一日

国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律

第二条第一項中「定率額」を「基準額」に改め、同項の表を次のように改める。

支給地域の区分	世 帯 等 の 区 分	
	世帯主である職員	その他の職員
甲 地	二九、八〇〇円	一九、八七〇円
乙 地	二七、三〇〇円	一八、二〇〇円
丙 地	二五、六〇〇円	一七、〇七〇円

第二条第二項中「定率額」を「基準額」に、「八千六百円」を「一万千円」に、「五千七百四十円」を「七千三百五十円」に、「二千八百七十円」を「三千七百円」に改め、同条第三項中「定率額」を「基準額」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前三項に規定する基準額は、基準日における職員の俸給の月額と同日におけるその者の扶養親族の数に應じて一般職給与法第十一条第三項の規定の例により算出した額との合計額(同条の規定が適用されない職員にあつては、同日に

から適用する。

2 第一条、第三条及び第四条に規定する各法律のこれらの規定による改正前の規定に基づいて昭和四十三年八月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、それぞれ、これらの法律の当該各条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員に關する法律の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

おける俸給の月額)に百分の四十五以内で地域ごとに内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額と同日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあつては「二万六千八百円(扶養親族のない職員にあつては、一万七千八百七十円)、その他の職員にあつては八千九百三十円をこえない範囲内で地域ごとに内閣総理大臣が定める額を合算した額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の(施行期日)

2 改正後の法の規定の適用を受ける職員で、同法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における基準額が、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額に、改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「改正前の法」という。）第二条第四項に規定する割合を乗じて得た額（以下「定率基本額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当分の間、定率基本額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。

3 昭和四十三年八月三十一日から内閣総理大臣が定める日までの間の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における基準額が、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額をこえ、かつ、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項及び前項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同法同条同項の基準額とする。

4 内閣総理大臣は、前二項の規定による定めをするときは、人事院の勧告に基づいてしなければならない。

5 防衛庁職員給与法第一条の職員への準用（前三項の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、附則第二項第一号中「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第一六六号）第六条の規定の適用を受ける職員」と、「最高の号俸」とあるのは「最高の号俸による額」と、同項第二号中「一般職に属する職員」とあるのは「防衛庁職員給与法第一条の職員」と、「職務の等級」とあるのは「職務の等級における」と、前項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるほか、自衛官については、附則第二項中「基準日」とあるのは「内閣総理大臣が定める日」と、同項第二号中「職務の等級」とあるのは「階級」と読み替えるものとする。

6 改正前の法の規定に基づいて昭和四十三年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日まで同職に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の法の規定による寒冷地手当の内私とみなす。

7 人事院の国会及び内閣に対する昭和四十三年八月十六日付勧告にかんがみ、寒冷地に在勤する国家公務員に対して支給される手当の整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

8 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
 第一条 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
 第十八条第二項中「五千五百八十円」を「六千二百二十円」に改める。
 第二十五条第二項中「一万二百円」を「一万千二百円」に改める。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

場合における定率基本額が、同法同条同項の規定により算出するものとした場合における基準額をこえ、かつ、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項及び前項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同法同条同項の基準額とする。

5 防衛庁職員給与法第一条の職員への準用（前三項の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、附則第二項第一号中「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第一六六号）第六条の規定の適用を受ける職員」と、「最高の号俸」とあるのは「最高の号俸による額」と、同項第二号中「一般職に属する職員」とあるのは「防衛庁職員給与法第一条の職員」と、「職務の等級」とあるのは「職務の等級における」と、前項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるほか、自衛官については、附則第二項中「基準日」とあるのは「内閣総理大臣が定める日」と、同項第二号中「職務の等級」とあるのは「階級」と読み替えるものとする。

6 改正前の法の規定に基づいて昭和四十三年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日まで同職に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の法の規定による寒冷地手当の内私とみなす。

理由
 人事院の国会及び内閣に対する昭和四十三年八月十六日付勧告にかんがみ、寒冷地に在勤する国家公務員に対して支給される手当の整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	甲	乙		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	216,760	136,532	1	105,996	77,670	—	43,509
2	226,840	145,552	2	111,242	81,687	67,624	46,186
3	236,880	154,598	3	116,486	85,705	70,751	48,875
4	246,960	163,620	4	121,843	89,722	73,875	51,550
5	257,000	173,664	5	127,198	93,740	77,115	55,230
6		183,688	6	132,553	97,868	80,354	58,143
7		193,744	7	137,911	101,996	83,594	61,043
8		204,800	8	143,266	106,132	86,831	63,945
9		215,856	9	148,618	110,260	90,069	66,958
			10	153,969	114,166	93,306	66,973
			11	158,206	117,846	96,208	72,986
			12	161,219	121,190	99,110	76,004
			13	164,230	123,534	102,012	79,021
			14	166,797	125,879	104,912	81,927
			15	169,363	128,223	107,143	84,829
			16			109,374	87,509
			17				90,187
			18				92,640
			19				95,093
			20				97,208
			21				99,326

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

第二条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「期末手当は」の下に、「三月一日を加え、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、同条第二項中「六月に支給する」を「三月に支給する場合には百分の五十、六月に支給する」に、「百分の百十」を「百分の九十」に、「百分の二百二十」を「百分の百九十」に、「基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間」を「基準日以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分」に、「次に掲げる割合」を「次の表に定める割合」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

在 職 期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三箇月	六箇月	百分の百
二箇月十五日以上三箇月未満	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
一箇月十五日以上二箇月十五日未満	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
一箇月十五日未満	三箇月未満	百分の三十

第十八条の三第一項中、「三月一日」を削り、「次に掲げる区分に應ずる」を「基準日以前六箇月以内」に、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、各号を削り、同条第二項中「次に掲げる基準日の区分に應ずる割合」を「六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の六十」に改め、各号を削る。

第二十三条第六項中「一月以内」を「一箇月以内」に改める。

第二十五条第二項中「一万千円」を「一万千二百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
1	220,280	137,596	1	106,898	78,359	—	43,869
2	230,520	146,656	2	112,193	82,412	68,220	46,569
3	240,640	155,794	3	117,482	86,465	71,377	49,302
4	250,880	164,860	4	122,888	90,518	74,528	51,995
5	261,000	174,992	5	128,287	94,571	77,803	55,701
6		185,064	6	133,687	98,735	81,079	58,663
7		195,232	7	139,093	102,899	84,354	61,585
8		206,400	8	144,492	107,083	87,622	64,514
9		217,568	9	149,885	111,247	90,891	67,553
			10	155,271	115,188	94,159	70,600
			11	159,540	118,895	97,088	73,639
			12	162,579	122,261	100,017	76,692
			13	165,612	124,628	102,945	79,745
			14	168,201	126,994	105,867	82,687
			15	170,790	129,360	108,116	85,616
			16			110,365	88,322
			17				91,022
			18				93,493
			19				95,964
			20				98,088
			21				100,219

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

階級	俸給月額			陸将補 海将補 空将補	陸将 海将 空将	陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
	甲	乙	丙																
	円	円	円																
1	220,280	187,596	113,300	95,900	66,800	59,900	42,500	39,500	30,900	26,300	24,500	22,000	20,000	17,700	16,400				
2	230,520	146,656	118,600	100,100	83,500	69,800	63,700	53,700	45,000	40,800	33,800	28,500	26,200	23,200	21,000				
3	240,640	155,794	124,000	104,300	87,600	72,900	66,600	56,600	47,600	42,100	35,800	30,900	28,300	24,500	22,000				
4	250,880	164,860	129,500	108,600	91,700	76,000	69,600	59,500	50,200	44,600	38,300	33,300	30,700	25,800	23,100				
5	261,000	174,992	135,000	112,800	95,800	79,100	72,700	62,400	52,900	47,100	40,800	35,800	33,000	27,100	22,100				
6		185,064	140,500	117,000	100,000	82,200	75,700	65,300	55,500	49,600	43,300	38,300	35,200	28,400					
7		195,232	145,900	121,200	104,200	85,400	78,600	68,300	58,100	52,100	45,800	40,800	36,700						
8		206,400	151,300	125,200	108,400	88,700	81,500	71,200	60,500	54,500	48,200	42,900	38,100						
9		217,568	156,700	128,100	112,500	92,000	84,400	74,100	62,900	56,900	50,500	44,600	39,500						
10			161,000	130,900	116,200	95,300	87,200	77,000	65,200	59,300	52,800	46,300	40,800						
11			164,100	133,500	119,700	98,600	90,000	79,900	67,300	61,700	55,000	47,900	42,100						
12			167,200	136,000	122,700	101,800	92,500	82,300	69,400	64,000	57,200	49,500	43,400						
13				138,500	124,900	104,800	94,700	85,400	71,500	66,300	59,400	51,100	44,600						
14					127,100	107,800	96,900	87,300	73,600	68,500	61,600	52,700	45,800						
15						110,700	99,000	89,200	75,700	70,700	63,800	54,300							
16						113,600	100,900	90,700	77,800	72,900	65,900	55,500							
17						115,900	102,700	92,100	79,900	74,700	67,500								
18						118,200	104,500	93,500	80,700	76,500	69,000								
19						120,400	106,300		82,100	77,800	70,300								
20						122,600	108,100			79,000	71,500								
21						124,800	109,900												

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

附則

- 1 (施行期日等) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十三年八月一日から適用する。(俸給の切替え)
- 3 昭和四十三年八月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、次項、附則第五項及び附則第七項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ)におけるその者が受けていた俸給月額に对应する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。(特定の俸給月額の切替え)
- 4 切替日の前日においてその者の属していた職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第七ハの三等級であつた職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額は、その者の切替日の前日において受けていた俸給月額に对应する号俸の号数に一を加えて得た号数の号俸による額とする。
- 5 切替日の前日において、その者の属していた階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつた自衛官でその者の受けていた俸給月額が附則別表に掲げる俸給月額であるものの切替日における俸給月額は、その者が受けていた俸給月額に对应する同表に掲げる俸給月額とする。(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)
- 6 前三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用について

は、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

- 7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)
- 8 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号)による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
- 9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。(改正前の俸給月額の基礎)
- 10 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。(給与の内払)
- 11 旧法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。(政令への委任)
- 12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

○三池委員長 ます、趣旨の説明を求めます。床次総理府総務長官。

○床次国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

本年八月十六日、一般職の国家公務員の給与について、俸給表を全面的に改定し、通勤手当等を

旧法による俸給月額	新法による俸給月額
108,600	114,900
107,700	117,200
109,600	119,400

理由

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、並びに期末手当及び勤勉手当の支給に関する制度の合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

改定することを内容とする人事院勧告が行なわれたであります。政府といたしましてその内容を慎重に検討した結果、本年八月一日から、ただし通勤手当については五月一日からそれぞれ人事院勧告どおりこれを実施することが適当であり、また、期末、勤勉手当制度の合理化をあわせて行なうことが適当であると認めましたので、この際一般職の職員の給与に関する法律等について所要の改正を行なうとすものであります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のとおり改定することといたしました。

第一に、全俸給表の俸給月額を引き上げることといたしました。この結果、俸給表全体の改善率は平均七・一%になることとなります。

第二に、初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師に対する支給月額の限度を一万円から二万円に引き上げるとともに、支給期間の限度を七年から十五年に延長することといたしました。

第三に、通勤手当について、交通機関等を利用する者に対する支給月額の限度を三千六百円に、自転車等を使用する者に対する支給月額を六百円、ただし原動機つきの場合には七百円にそれぞれ引き上げることといたしました。

また、交通機関等と自転車等を併用する者に対しては、運賃等相当額と自転車等使用者に対する支給額とを一定の条件のもとで併給することといたしました。

第四に、宿日直手当について、人事院規則で定める管理または監督の業務を主として行なう宿日直勤務に対する支給額の限度を勤務一回につき千円、ただし土曜日等に退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務にあつては千五百円とすることといたしました。

次に、期末、勤勉手当制度の合理化をはかることとし、明年四月以降、期末手当について、在職期間に於ける現在の支給割合に加えて新たに百分の八十を設けることとし、勤勉手当について、現

行の年三回支給を六月及び十二月の年二回支給に改め、これに伴い期末手当を年二回から年三回支給に改めることといたしました。

さらに、常勤職員の俸給月額額の改定に伴いまして、委員、顧問、参事等の非常勤職員に対する手当の支給限度額を日額五千九百円から六千五百円に改めることといたしました。

以上のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十四号）の附則及びその他の関連する法律の附則の一部を改めまして、等級の新設等に伴う暫定手当の支給及び繰り入れ等についての所要の措置を規定することといたしました。

なお、本法に附則を設けまして、等級の新設に伴う等級及び号俸の切りかえ等を規定することといたしました。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

政府は、本年八月十六日に行なわれたい人事院勧告に基づいて、八月一日、ただし通勤手当については五月一日から一般職の国家公務員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うことといたしておりますが、特別職の職員の給与につきましても、一般職の国家公務員の給与改定に伴い所要の改正を行なうとするものであります。

すなわち第一に、特別職の職員の俸給月額を引き上げることといたしました。具体的に御説明いたしますと、内閣総理大臣、國務大臣等及び内閣法制局長官等を除き、政務次官等につきまして一万五千円引き上げることといたしました。

次に、大使及び公使につきましては、國務大臣と同額の四十万円を受ける大使及び大使五号俸を除き一万五千円引き上げることとし、秘書官につ

きましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じて引き上げることといたしました。

第二に、常勤の委員に対し日額の手当を支給する場合の支給限度額を日額一万五百円から一万千円に改めることといたし、また、非常勤の委員に対する手当の支給限度額を日額五千九百円から六千五百円に改めることといたしました。

第三に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四百二号）の附則の一部を改めまして、俸給月額額の改定等に伴う暫定手当の繰り入れ等についての所要の措置を規定することといたしました。

最後に、日本万国博覧会政府代表及び沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の俸給月額につきましても大公使に準じて一万五千円引き上げることといたしました。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

なお、引き続き国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

本年八月十六日、一般職の職員の給与に関する勧告にあわせて、国家公務員の寒冷地手当に関しても人事院の勧告がなされました。

従来寒冷地手当は、御承知のとおり、百分の八十五以内で地域ごとに俸給に比例して算出される定率額に、北海道に在勤する職員には石炭加算額が、北海道以外の寒冷地に在勤する職員には、薪炭加算額が支給されることとされておりましたが、今回の人事院勧告は、俸給に比例して算出される定率額のうち、一部を定額化し、また、石炭加算額並びに薪炭加算額の引き上げ等を内容とするものであります。

政府といたしましては、その内容を慎重に検討した結果、寒冷生計費の実態にかんがみ本年八月三十一日の基準日から人事院の勧告とおりこれを

実施することが適当であるとの結論に達したので、所要の改正を行なうことといたしました。

すなわち、今回の改正におきましては、第一に、百分の八十五以内で地域ごとに俸給に比例して算出される定率額を、百分の四十五以内で地域ごとに俸給に比例して算出される新定率部分と、二分六千八百円以内で地域及び世帯等の区分に对应して算出される新定率部分とに区分し、その合算額を基準額とすることといたしました。

第二に、石炭加算額及び薪炭加算額につきましても、北海道に在勤する職員に支給される石炭加算額の最高額を、二万七千二百円から二万九千八百円とすることとし、北海道以外の寒冷地に在勤する職員に支給される薪炭加算額の最高額を八千六百円から一万千円にすることといたしました。

第三に、新たに設けることとした基準額につきましても、当分の間、経過措置を講ずることといたしました。

以上、この法律案の提案の理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三池委員長 有田防衛庁長官。この改正案は、このたび提出されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給の改定等を行なうものであります。

すなわち、第一条におきましては、参事官等及び自衛官の俸給を一般職の給与改定の例に準じて、それぞれ従前の例にない改定することとす。自衛官の普外手当及び防衛大学校の学生の学生手当の改定を行なうこととしております。

また、事務官等の俸給及び医療職の初任給調整手当等並びに通勤手当については、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用しておりますの

で、同法の改正によって同様の改定が行なわれることとなるのであります。

第二条におきましては、一般職において、昭和四十四年四月一日から暫定手当の一段階相当額の五分の二の額をさらに俸給に繰り入れることに伴いまして、従前の例にない参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校の学生の学生手当を改定することとし、このほか、一般職の例に準じて、期末手当及び勤勉手当の支給に関する制度の合理化をはかることとしております。

附則においては、施行期日、俸給の切りかえ、切りかえに伴う措置等所要の規定を定めております。

この法律案の第一条の規定は公布の日から施行し、昭和四十三年八月一日から適用することとし、第二条の規定は昭和四十四年四月一日から施行することとしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三池委員長 これより四案を一括して質疑に入ります。質疑の申し出がありませんので順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 たいま寒地地を入れますと四つの提案理由の御説明を承ったわけですが、またまた本年も実施期日が八月の一日から、こういうことになつていくわけでございます。どうもこうなるといふ気になる気持ちもわからぬわけでもないわけでありまして、皆さんのほうでそれは違法だといつてみても、あまり説得力がない形になりかねない状況でございます。これは七回目というときに私は、もうこの辺で完全実施をやつたらどうかと言ったことがあるのですが、これもだめ、八回目これまただめだということ、今回は重ねてさらだにだめだ、こういうことになるわけでありまして、ついでには、それにして本委員会先般の休会中の審査で、五月完全実施の決議を満場一致で

行なっているわけであり、昨年と同様にこの委員会で完全実施を決議をいたしましたわけであり、さらに四十年にこれまた完全実施決議をやっておる経緯がございます。したがってこれは今回で三回完全実施決議をやったわけでありまして、もうここまでまいりますとどうもお出しになる法案と合わないようです。

ついで、まずここで承っておきたいのは、田中前総務長官の時代から当面の問題、さらには来年の問題ということで給与関係の七関係にお集まりいただいて、御相談をいただいております。その途中で関係の方々がかわられたわけでございます。その意味では本日おそろく第一回の関係関係会議をおやりになったのだと思っておりますが、その関係会議の本年あるいは来年の問題等に関する大体の経過を、冒頭にまず総務長官から承っておきたいわけでございます。

○床次國務大臣 大出委員から給与関係関係会議の経過についてのお尋ねがありました。実は政府自体といたしまして、御要望どおり完全実施に對して検討を加えてまいりましたのでありますが、関係関係会議が中絶しておりましたので、あらためて本日再開いたしました。新しい観点から引き続いてその努力を続けてまいろうとしたわけであり、本日の経過といたしましては、さようなわけで、木村官房副長官から従来の経過について説明をいたしまして、なお従来いろいろと案が出ておりましたが、その案につきまして人事局長から説明を受けました後、さらに佐藤人事院総裁からも人事院の立場からの説明を受けました。そうして各関係関係が意見を述べ合つたのであります。その結果一応本日まとまりましたものは次の事柄であります。

しかしながら政治の姿勢といたしまして何らかの結論を出す必要があると、今後とも引き続き検討を重ねていきたいと考えて、近い機会にさらに関係関係会議を開くことを考えております。第四に、本年度の給与勧告につきましては、国の諸施策のバランスを考慮いたしまして既定方針どおり処理するほかはないという結論に到達したわけであり、今後予算審議にあたりまして引き続き並行しまして審議、検討を続けてまいりたいと思つて次第であります。

○大出委員 これを一つずつ承りたいのでありますが、いまの御説明の第一点の、今後の取り扱いに關して人事院の勧告を尊重し完全実施に努力する、こういうことではあります、これは実は、いま木村現官房副長官から旧来の経過の報告があつたというお話でございますのであつて承りたいのであります。先月、つまり十一月五日の日に田中総務長官時代の給与関係の關係會議が開かれました。六日の新聞に、朝刊でございますが、完全実施を申し合はせたいというふうに載つておるわけであり、十一月十二日の日に私の席で田中前総務長官にこの記事をめぐる完全実施の申し合せという点についての説明を求めたわけであり、十二月の内閣委員會議の議事録に明確に田中長官の答弁が載つております。この中で田中長官がこの席で答弁されたのは、来年の問題についてはどうするかという点でまず七関係の皆さんに確認を求めたい。それは来年完全実施をする、あるいはしない、この点が明確にならないと具体的な検討のしようがないので、前提となる来年度完全実施するかしないかについての結論を出しておきたい、こういうふうにはなつた結果、完全実施をしないというのでは問題にならないかという点で、来年は完全実施をすうして具体的に申し合せをせよというところをこれから検討しようという問題が提起されたのだ。ところが人事院の立場にもいろいろ問題があり、大蔵当局的立場にもいろいろ問題があり、きめかねたので、次の十一月十九日の関係関係會議でこの点について明確にしたい、こういうふうになつておるのだ。実は当時こういう答弁があつたのでありまして、その限り完全実施の申し合せはすでに七関係會議で行なわれておる。総務長官はその上に立つてそういう答弁をされておる。にもかかわらず、いまのお話の第一は、今後の取り扱いに關して人事院勧告を尊重し、完全実施に努力するということばの表現が、どうもこのままではいけません。努力をしたができなかったということになつてしまふ。十一月五日の關係會議の席上の申し合せがどつかに飛んでしまつておる。田中長官の議事録に残つております中身ともまた違ふ。そこらは一休どういふことか、後退だと考えます。

○床次國務大臣 今日までの経過につきまして、お話がありました。私どもの了解しておりましたこと、関係関係會議において大体進行いたしました関係において十一月二十二日に一応の口頭了解という形でもつてきめたものがございまして、御参考までに申し上げます。この第一は、公務員給与の取り扱いについては、去る八月三十日の閣議決定の線に沿つて人事院勧告制度の趣旨を体し、勧告の完全実施の基本方針に従い、教次にわたり人事院を交えて給与関係關係會議において真剣な検討を重ねたということ。第二に、十一月十九日の第四回給与関係關係會議において結論を出すべく努力したが、来年度以降における新しい方式についてはなお若干の詰めを行なう必要もあり、来たるべき来年度予算編成時までに上記の基本方針並びにこれまでの討議の結果を踏まえて、さらに具体的な検討を続け、できるだけすみやかにその実現を期することとするというわけであり、最終的結論までには実は至らなかつた。方針だけはそのつもりでもって議論しておつたわけであり、しかし、成案を得なかつたのであります。なお、今日まで成案を得なかつた

れども、しかし過去においていろいろ意見が出ております。その意見というものを詰めて来年度予算に對処するようになつたというわけでございます。

○大出委員 いま読み上げられたのをひとつと資料でいただきたいのでありますが、いま読み上げられた中に、人事院勧告の完全実施の基本方針に従い、こういふふうには書いてあるわけであり、そのあたりに書いてありますのは、努力をしたんだけれども、具体的な方策について結論は得なかつたといふふうには書いてあるわけであり、つまり、完全実施の基本方針に従つて具体的に検討したんだけれども、具体的な方策について、方法についての結論を得なかつたといふことだとすれば、田中総務長官の時代と一致する。まず完全実施をするんだといふことをきめた、そして、それでは具体的にどうやればよいか、完全実施の趣旨に乗るかといふことで、その手段方法について論議をしてきて、こういふふうには説明しているわけであり、いまお読みになつたのも、完全実施の基本方針に従い、つまり、基本方針をおきめになつておるから、それに従つて、それじゃ具体的にどうやれば完全実施ができるかという点で論議をされたが、具体的な方策についての結論が得られなかつた、こういふわけであり、その点は明確にしておいていただきたいと思つて、いかがでしょうか。

○床次國務大臣 完全実施をいたします成案が得られましたならばそれを実行しようというわけであり、その案をきめずに、具体面を考へずに抽象的に完全実施だけやる、そしてそれに合わせるという意味ではなかつたと思つております。具体的方法を十分検討いたしました。そして実施に移そうといふ考え方であると思つております。

○大出委員 これは議事録ですから、私いままでも読み上げてみてもよろしい。時間がありませんからその点省略しますが、口頭で申し上げておきますけれども、田中総務長官の私の再三の質

たわけであり、今日まで成案を得なかつたのであります。なお、今日まで成案を得なかつた

問に対する答弁は——ちよつとお聞きください。完全実施をするという基本方針を明らかにしなければ全く意味がない。だから、ともかく来年は完全実施をもうするんだということを七閣僚は確認をしたんだ。そして、具体的にしたらばどうするか。来年完全実施をするということをはっきりさせる。その上で具体的にどうするかということ論議しなければ意味がない。だから、その点はくどいほど私は七閣僚の方々にこの席上で申し上げて、確かに完全実施をするということ前提とするという意味できめなければ意味がなからうというので、その点を確認したんだ。だから、来年は完全実施をするんです。そこで、六日の新聞はそういうふうに表現をして書いている。こう説明している、田中さんは、聞いているのはほくだけじゃない。みんな聞いている。議事録に残っているんです。そこで、具体的な手段方法に入っておるのだから、人事院にも何がしかの譲歩をしておらうて、予備勧告制度に乗ってもらいたいということを再三申し上げているんだということを田中総務長官は言っているわけだ。

そこで、佐藤総裁お見えになっておりますけれども、予備勧告制度に乗るのか乗らないのかということでお話をしたところが、完全実施をおきめとおっしゃるならば乗らうと、こう人事院は考えるというところをお答えになった。しからば乗らうと考える予備勧告とはいかなるものかという点を質問を申し上げて、詳細に承った。そして、そのあとの七閣僚会議でその点を人事院はお述べになっている。これに対して大蔵省の側から異議があつて、その過程では、完全実施する、これはそういうふうに申し合わせたのなら、それは基本線になる。しかし、条件がある。何かというところ、三カ年五五多という頭数の問題、定員削減等の問題、機構改革の問題、うらはらでございしますが、これらのものとつらみ人事院勧告の完全実施は一体というのが大蔵省の言い分。しかも、それはなおかつ結論ではないということで、いろいろおね

どねとやつて、手段方法について延び延びになつてきた。こういう答弁であり、担当の委員会でそれから議論を煮詰めてきたこの席上のいきさつもあるわけだ。議事録に載つていないものを、推測で手段方法がきまらなければ基本線をきめても意味がない、そういうことなんだろうと思つておっしゃられても、そういういきさつにはなつていない。新聞等で書いておられますように、基本方針はきめてある。だから、政府も非常にその点では苦しいところがある。あるけれども、なかなか来年完全実施の具体的な手段方法についての結論が出ない。こういうふうにその後の新聞は取り上げて書いておられる。この点だけは大事なところですから、はつきりしておいていただきたい。

○床次國務大臣 いまお話しした点であります。基本方針をきめたというわけでありまして、基本方針は、やるといふ方向に向かつていく、その方針をきめたわけでありまして、その内容等につきましてはさらに検討を要する。したがつて、内容がきまらないうと、基本方針がきまらないうと、すぐ来年実施できるかどうかということについては、まだ多少の時間的差があるのではないかと。しかし、完全実施したいという方向では努力していくということに理解している次第であります。

○大出委員 そういふ御発言ならそれなりにわかります。つまり、完全実施の基本方針はおきめになつてはいるけれども、手段方法がなかなかきまらないうと、いふから、せつかくの基本方針がそのまま買かれない。その点はわかります。だから、基本方針をきめたのではないと言われると私のほうは迷惑なんです。いろいろさんざん論議しているのです。だからこそ、いま述べられた文章の、完全実施の基本方針に従い、以下方策の検討をしたが、結論が出なかつた、こうなつてい

この点は明確にしたい。時間がありませんのでこれ以上詰めることはいたしません。そこで、もう一つここで承つておきたいのでありますけれども、近い機会にお聞きになるというのですけれども、近い機会というの

はどのくらいのところを想定をされておりますか。

○床次國務大臣 予算の決定いたしますまでの間にはつきりさせたいというわけでありまして、多少時間もゆつくりと、度数も重ねざるを得ないのではないかと今ふらふらに考えております。しかし、いま臨時国会中、委員会等忙しい間におきましては、なかなか関係閣僚会議はむずかしいので、できるだけ早くそういう機会を得まして、そうして審議を続けてまいりたいという考え方をしております。

○大出委員 そうしますと、予備勧告制度に乗れ乗れとおっしゃる、基本方針としてこの完全実施をおきめになつて、乗れば完全実施をやつてくれというのだから、これは乗らざるを得ぬ、乗らう、こういふふうに人事院は総裁がこの席でお答えになつておられるのですけれども、そこらのところ、そこから先はどうなつたわけですか。

○床次國務大臣 ただいまお話がありました。人事院の御意見もあるわけでありまして。なお、人事院の御意見におきましては完全実施の具体案もできるということになる場合もありますが、なかなか人事院の御意見とやりやうということにつきましては、一部において難色もあるというわけです。なおその間において意見の調整をしなければならぬというのがある状態であらうかと思ひます。

○大出委員 なお一部に難色があるとおっしゃられるので、まことに一部の難色をおかしなことになつてしまふのじゃ心外なんですけれども、その一部の難色というのはいまの難色なんですか。

○床次國務大臣 この難色というの、なかなか技術的にも、また現実の問題等もいろいろあるやうでありまして、この点は今少し私どもも検討をいたしましたと思ひます。ただいま過去の論議というのに対して十分熟知しております。なお、人事院等におきましても、今後具体的な、こういう場合にはこうなるというやうな前提

もあるかと思ひます。そういう前提を十分に検討いたしましたして今後の結論を出すように進めてまいりたいと思つております。

○大出委員 総裁に承りたいのであります。せつかく人事院がそこまで大譲歩といふか、あるいはよかれと思つてということになるかわかりませんが、新聞その他で見ると、あるいはここで御答弁いただいている限り、この際踏み切らざるを得ないというふうにお見受けしておつたのですが、そこまでお考えになつたにもかかわらず、なおかつどうにも進まぬということになると、各方面に対するたいへんな心配をさらすことになり。人事院がそこまで折れたらまたそこに文句がついて、また条件がついたんでは、とてもじゃないが人事院に折られたら困るんじゃないかという意見が出てくる。これは当然な心配だと思ひますので、その辺の事情を人事院の立場で最小限許す範囲で御説明いただきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 いま出ておりますやうなお話の花が咲いてまいりますと、うっかりわれわれもそのペースに巻き込まれそな気がするのですけれども、ここでははつきり申し上げておかなければならないのは、いまのやり方は完全実施できないというやうなことを前提にして話が進められたのでは、われわれとしてははなはだ心外である。いまのやり方でも、たとえはなはだ心外である。あと二百億ばかりお金があれば完全実施できるのですから、いまのやり方でもけつこうできるものだ、しかしながら、さらにいい方法があればそれは御協力いたしましてやうというのがわれわれの考え方です。そのところだけははつきりお含みおきを願ひたいと思ひます。

そこで、われわれとしては、確かにいまおことばにもありますし、ここでさつき申し上げたと思ひますけれども、その意味で踏み切つたということございまして、いま、さらにすすむというやうな将来にわたつての御懸念がありましたけれども、われわれはその辺のところはちやんと

分考慮した上でやっておるわけでありまして、今度かりに折れたと申しまして、公務員諸君には絶対に損にはならないという確信のもとにやっておるわけなんです、その辺は御安心、御信頼のほどをお願いしておきたいと思ひます。

○大出委員 どうもサンプリング調査だなんだという事になると、あまり御信頼し兼ねる点もあるかと思ふのですけれども、總裁のたいへんな御熱意、御誠意のほどは、これは重々信頼申し上げておるわけでありまして、そういう意味で先ほど来質問申し上げておるわけなんですけれども、さてそこで、いま總裁の御発言の中に、ことしもあと二百億くらいあれば完全実施できたんじやないかというわけです。少なくとも完全実施の基本方針は皆さんのほうはお認めになつておるわけでありまして。しかもこの委員会は、完全実施の決議を冒頭申し上げましたように再三にわたつてしておるわけでありまして、これはここに参画をされておる方々におかれては完全実施の決議をしたのです、それに向かつて努力するにやぶさかではない方々ばかりであります。さて、そうすると、まだ法案はこれから審議するのであります、これは国会にも勧告はされておるのであります。だからこそ、昨年は石井議長が懸命に政府にものを言われたり、動かれたりされた。まだ法案が正式に付託される段階になつておりませんから、衆議院議長をわずらわしておりませんが、これからわずらわさなければならぬと思つておられますけれども、そういう立場で、本年の問題ということで四項目に総務長官お触れになつておられます。この本年の問題につきましても、いまいみじくも總裁がおつしやつておるうちに、金がある限りはやるのが筋である、こうわれわれは考へておるわけでありまして。担当の委員会が完全実施の決議をしておりまして。このあとに出てきた法案であります。だから、ここでなのお努力すれば、できることとはしなればならぬというように私どもは考へておるわけでありまして、提案をされておる政府の立場から

いだとお思ひますけれども、私は、給与担当の責任ある立場の総務長官ということになる限りは、少なくともやり得ることはやらなければならぬ、これがやはりお立場だと思ひます。そこで、本年度の諸施策というところのあのほうが、予算という問題が出てきておるわけです。これとからんで引き続き検討する、こういうふうになつておるのですけれども、このところの四項目が閣議決定があるのだからそうなんだというところだけではないに、予算の決定等とあわせて云々、こうなつておるところがどうもどういふ意味かという点で気になる。御努力のあとだという感じはいたしますが、そこらのところをもう一べん御説明いたしたい。

○床次國務大臣 本年度の給与の取り扱ひに對しての御質問であります、実は法案はすでに提出してあります。しかし、その前提のもとに、きょうもできれば完全実施を考へる余地があるかという意味においても話し合つたわけでありまして、その結果が、本年度の取り扱ひに對して結論を出したのがたまたま四項として読み上げたものでございまして。ここにいろいろの理由をまとめておると思ひますが、結局、国の諸施策のバランスを考慮してということから、既定方針どおり提案いたしました法案の形によつて処理するほかはないという結論になつておるわけであり

○大出委員 たいへん恐縮でございしますが、この四項をもう一べんお説き明かしたい。ちよつと書きそこないましたので……

○床次國務大臣 四ついたしまして、本年度の給与勧告については、国の諸施策のバランスを考慮し、既定方針どおり処理するほかはない。これはきょうの話し合ひであります、ことばの表現はこのとおりであります。お許しをいただきたいと思ひます。

○大出委員 この国の諸施策、これは逆にひっくり返して言いますと、本年度の給与の勧告につい

ては、国の諸施策のバランスを考慮して、こういうわけですから、バランスを見て少しふやしたほうがいいとなれば、つまり、今日の諸施策全部ながめてみてアンバランスである、公務員給与を八月で切つたのはどうもいささかアンバランスであるという事になれば、これはバランスをとらなければいかぬわけですから、これはある意味では非常にじょうずな表現をおとりになつておられるという気がするわけでありまして、そこでバランスはとれておるとお思ひでございしますが、総務長官は、何年となく――私は、三回目に完全実施について私の顔も三度と言つたんですが、七回目になつたらラッキーセブンだからやつたらどうか、八回目、九回目になるともの言ひようがない。九回目になつたら九死に一生を得たと言ひたいのですが、バランスがとれておるとお考へですか。

○床次國務大臣 この時の予算は、御承知のとおり総合予算制度を初めて実施したわけでありまして。そういう立場から、人事院勧告の処理についていろいろ考慮いたしたわけでありまして、總体的に、今日になつていただいたように処理することが、予算全体のバランスから見ましてやむを得ないというふうになつておるわけでありまして。なお、そういう考へ方に対しては、他に政府委員がおりますから、政府委員から御必要があれば御説明いたします。

○大出委員 大蔵省の方々に承りたいのですが、十七日に大臣にお出掛けいたしたと思ひまして大蔵委員会のほうと連絡をとつておられますが、そういうような御配慮をいただいておりますけれども、本日は大蔵大臣お見えになつておりませんが、きわめて事務的な点を承つておきたいのでございまして、本年度の税の自然増収なるものが取りざたされておりますけれども、ここまでくればおおむね見当がつく時期でございまして、どのくらい金額になりそうでございませうか。

○大出委員 九月末の税収が昨年度に比べまして大体二〇％くらいよくなつておりました、十月末の税収を見ておつたわけでありまして、十月末

なりまして約二〇％くらいよくなつております。したがしまして、現在のような基調が維持される限り、全体として税収に若干の増収が期待できるのではないかとお思ひしております、ただ、幾らぐらゐの金額になるかということにございまして、これは御承知のように九月末決算の法人が全体の税収の三割ぐらゐを占めておるわけでございますが、これがまだ実際に納税された姿が残念ながら手元でわかつておりません。それからいろいろ巷間うわさされておりますが、実際に十二月のボーナスがどのくらい出ておるかということ、これもまだ未確定でございまして、さらにふえんいたしまして、御承知のように、所得税は三月十五日に確定申告が出るわけにございまして、これがどの程度出てまいりますか、その場合、巷間非常に景気がいいというふうなことをいわれておりました、さも当然自然増収が出るというふうな御議論も非常に多いのでございまして、ただ、ことしの予算をらん願ひいたしましたように、九千五百億に近い自然増収をベースにいたしました予算が組まれておりますので、法人のある程度の高収益というものは、いわば私どもが見通しておつたのには近いというふうな段階でございまして。

○大出委員 いまの最後の御発言は大臣ではございせんから無理なことは申しませんが、いささかもつてどうも納得し兼ねる答弁でございまして、何で一体補正なし総合予算をお組みになるのだという質問に對する当時の大臣のお答は、とてもじゃないが自然増収など期待できる状態じゃないのだ、だからこれでもどうも蔵入蔵出のバランスはとれないかもしれない、しかしことしはそこら考へて最大限頭をしぼつた結果がこうなんだ、これは後に読売新聞の一面に水田さん自身署名入りで文章をお書きになつた。まさかことしは景気がこうなつて自然増収が期待できるといふうなことは夢にも思つていなかった、補正なし総合予算を考へたときには、ところが日本経済は、底が浅いと思つてきたんだけれども意外に強かつた。これだけの力があつたということに一驚を喫

○細見説明員 九月末の税収が昨年度に比べまして大体二〇％くらいよくなつておりました、十月末の税収を見ておつたわけでありまして、十月末

しているということを御自分で書きになった。したがって、国会でも三月の予算委員会等を通じて水田さんはそういうふうにお話しになっておる。思ったおりの数字でございましてという筋合いのものじゃない。しかしこれは大臣じゃないからその点はあげ足をとるわけじゃないのでやめますけれども、ともかくたいへんな増収になることは間違いない。

そこで、技術的に承りたいのですが、皆さんのほうは会社等々を、人を派遣されて調べておられる。これはいままでの方式でございまして、ですからいろいろのことを言われましても、何千億という規模になることに間違いないと思うのですが、いかがでございませうか。

○細見説明員 九月決算の法人につきまして、人を派遣いたしました。その結果は、法人が私ども調査員に申しましたものを単純に集計いたしますと、もちろん全部の法人に当たったわけではございませんが、私どもがサンプルとして当たった法人に限ります、一五〇程度の増益を前年度同期に對しまして期待しておりますというのを申しあげました。それは、先ほども申しあげたように、私どもが九月決算に見越しておりましたものとそんなに差のある数字に実はなっておりません。水田大蔵大臣がいろいろ話されたことを御引用になってお話しをいたしました。そういう意味で、私どもは昨年よりも、あるいはもっと前に日本経済が四十三年度は暗い陰のもとにおられるのじゃないかというふうな話があったときに、九千五百億の自然増収を見ましたことは、実はわれわれは赤字も出るかと思っておったわけでございますが、それが赤字が出ない状態であるというところは、先ほど申しあげたように、二〇程度はよくおるとおるという実情になっておる、その点で見込みに違ひがあったと言われればおっしゃるとおりでございませう。

○大出委員 ところで、ことしの予算というのは五兆八千八百八十五億円のほすです。ところが来年度六兆六千億というふうに——公債発行限度額を

多少下げるのかどうか、あるいは所得税減税をするのかとかいふ論争を主計局なりあるいは主税局なりだいたいおやりになっておった時代に、足して二で割るというふうなことをおやりになった大臣がおりまして、六兆六千億なんて言っておられたのです。ところが、最近では六兆七千億だなどという話が出てくる。つまり来年度の予算規模をどうお考えになるかということ、本年度相当税の伸びが見られなければ、来年をどういふ予算規模は考えられないわけですから、だからその限りで当然相当な自然増収がある、これに間違ひはない。この点は、こまかい数字を申し上げるとなかなか皆さんもお答えしにくいのでしから、世に言われておることです。前にも、前に経済企画庁長官をおやりになっておられる藤山愛一郎先生みたいな方は、私の選挙区ですけれども、いや、大出君とんでもない、一つ間違ひと七千億くらい自然増収があるぞなんて言っておりましたが、これはともかく学者間にもいろいろ意見があることですが、相当な自然増収があることは間違ひない。この点についてはお認めのようではございませう。そうすると、当初日本経済は暗い谷間で、ど

ん底に落ち込むかもしれぬ、だから補正なし総合予算というをお立てになったとすれば、事情が変わって、皆さん自身の見込みも変わって、これだけよくなったとすると、これは何も補正なしにこだわる必要は初めからないのであります。米の買入れ価格なんかの問題もトントン当たり三万円、何とかしなければならぬというので、八百万トントンちょっとのものが二百万トントンからよけいになったというので、二百万トントンから六百億だ、半分の三百億は行政費の節約でやりませう。あと残りの三百億について予備費から幾らか引っぱってきて、二百五十億くらいまでは三月末くらいに何とかかかろうとつけておるとおる話が出てくる世の中ですから、そうするとおますもって総務長官、これは当初こんなに税収というものはないというふうな思ひ、補正なし、こう言っていたわけですから、見込みが違ひ——その点について

の見込み違ひと言われればいたし方ないとおっしゃっているわけですね。だとすると、これは補正を組んだって一つもおかしくない。つまり金があるのに人事院の勧告に關してはまたまた完全実施をしない、八月に切つて法案をお出しになった、こういう結果になるのですが、そうお思ひになりませうか。

○床次國務大臣 予算の見積りにつきましてはいろいろの解釈のしかたがあるかと思ひますが、現実におきまして決して現在の予算面におきましては楽な状態ではないというふうな方針で処理することになった、私どももさう考へておるわけでありませう。

○大出委員 自然増収はたなほ上げておいて、パランスを考慮して、こう書いてあるわけですね。これはさうなりません。じゃ詰めてもしかたがありません。

○海堀政府委員 現在十月までの実績がわかつておられます。十一月、十二月は過去の平均でとつてございませう。しかしこれはわりあい少ない時点でございますので、大きく動くことはなからうと思ひます。それで、災害関係の予備費の所要見込みは、全体で三百八十億円となっております。

○大出委員 そうしますと、四百六十億と考へて三百八十億になったというのには、先般の御答弁と変わらぬ、こういう結果ですね。三百八十億というときは、この間、休会中に私質問申し上げたときに……、そういう類ぐらになつておるのです。それから昨年給与関係の予算の中で、三十億ばかり節約した財源をお使いになつておる。これに見合ひ形のもの、これは衆議院の四日の決算委員会の船後さんの言っておられるのを承りまして、四十億くらいというのを言っておられる

のでありますが、そこらのところはどうですか。

○海堀政府委員 本年度の現時点において見込まれます人件費の不用見込み額は、三十九億円程度でございませう。

○大出委員 鳩山主計局長さんが、官房長官に三十九億ばかりという説明をされたさうでありますけれども、そうすると、その一億くらいが衆議院のほうと違ひておられますけれども、決算のほうと違ひてもいいので、いいだろうと思ひます。

それから、四十二年度の、つまり精算分というふうな形の、たとえば国民健康の行政負担分であるとか、あるいは生活保護費であるとか、あるいはまた、義務教育国庫負担法に基づく負担分であるとかいふふうなものは、旧来は、これは補正のときに入つておつたのだと思ひますが、百三億、難に入つておつたのではないと思ひますが、実際はどうなつておられますか。こういうものは四十二年度の精算分としての義務費……。

○海堀政府委員 前年度に確定いたしました。前年度の場合においては、四十二年分でございますが、義務費の不足分というものは補正または予備費で措置をしております。ただし、本年度は総合予算主義のもとで予備費で措置することを考へております。

○大出委員 つまり総合予算主義のたてまえから予備費しか出す場所がない、こういうことになるのだと思ひます。したがって、旧来はこの種のものについては、補正要因にあつて、そつちのほうで見ているというケースが幾つも見られるわけです。旧来の例からいいますと、本年はどうも予備費のほうに、そういう意味で多少負担がかかり過ぎておるという感じがするのでありますが、旧来の例がさうなつておるという御説明ですから、それで当面了解をいたします。

○海堀政府委員 前に一般会計負担の給与改定に、所要額が六百一億円と申し上げました。この金額は、現在精査いたしましたところ、約五百九十五億円と相なっております。

○大出委員 そのすると、アウトラインは明らかになつてきたわけでございます。どうも技術的な点の御質問を申し上げたわけなんでしょうけれども、総務長官、ここから先は政策の問題でございます。やろりとすれば金が足りないと言えない中身になつてくる感じがするのであります。いまお聞きになつておわかりと思ひますが、事務当局の皆さんに政治的な質問を申し上げます。しかたがありませんので——ということになります。これはやはり先ほどの四項でございますけれども、本年度の給与勧告については国の諸施策のバランスを考慮して云々と、こうなつておるわけでありまして、ここらのところを、ひとついまして申し上げたように検討の結果、不用額その他を含めまして金が差し繰れるということになるとすれば、先ほど人事院総裁のほうも、またまた不完全実施ということなんで、勧告を出された御本家が満足しているわけではないのであります。衆議院議長さんのほうも国会へ勧告を受けておられます。完全実施すべきだと言つておるのであります。そうすると、バランスのとれているかいなして、その見方が、皆さんのほうと私のほうと違ふところになるだけでございます。そうなる

と、差し繰れるということであるとすれば、これはもう少し皆さんのほうで考えたかなくしてはならぬ、こういうことに熟考して下さると思ひますが、いかがでございますか。

○床次國務大臣 金のほうのお話につきましていろいろ御質疑があつたわけですが、ほとんど金は足りないくらいだといふふうに私も聞いておつたわけでございます。

なお、諸施策のバランスが、はたして、多少動かしていかどうかということにつきましては、これは意見の分かれるところだと思ひます。今日私どもの考え方は、現在のところではバランスが

ちよつと一ぱいだといふふうに考へておるわけでありませぬ。バランスが一ぱいだとおっしゃるのだから、どういふ基準で一ぱいなんですか。

○床次國務大臣 これはただいまここに書いてあります。諸施策のバランスということにいろいろの要素がこれにはあるのではないかと、そういうことを考慮いたしまして、ここに現在、既定どおりやらざるを得ないという結論になつたわけでございます。

○大出委員 バランスの見解が違ふというふうにお話しになつて、バランス一ぱいだとおっしゃるので、見解が違ふということになると、皆さんのバランスが一ぱいであるという基準なり御見解なりを伺はぬと、どう違ふのかはつきりしない。そこを実は承りたいわけ、これは無理な質問だと思ひますが、どうもなつたばかりの長官に向かつてここで御質問申し上げるのは恐縮なんだけれども、いまおっしゃつたのが、どこかのだれかが説明したのであれば、その受け売りをしていただきたい。それはわかりました。いまの点はバランス違ひでございます。金があると思つておる私どもと、金が非常に窮乏であるといふ皆さんのほうとの言ひ分の差が出ておるやうでございます。本委員会はまだきめておるわけはございません。これから審議を始めようかといふところで、また審議に入つていない。私はまだ中身に一言も触れていない。きょうも実は理事会で申し上げましたように、中身ということになしに、せつかく七人委員会をお開きいただきまして、その経過を伺つておきたいこと、あわせて予備費の経過を承つておきたいこと、それから、二回勧告制度あるいは予備勧告制度というものについての人事院を含めての皆さんの御見解を承つておきたいこと、この三つだけの点になつておまして、あらためてひとつつくり御意見を伺つと同時に、中身については論議

をさせていたところ、こういうふうには実は進めてまいつておられますので、最後に申し上げておきますけれども、実は公務員の皆さんが、どうもがまんがし切れぬというので、またまた十八日に、皆さんがよく違法だ、違法だとおっしゃるストライキをおやりになろうとするわけでございます。どうも幾ら違法だ違法だといつても、あまり回を重ねて不完全実施でございますと、違法だ違法だといつても、オオカミが来たということわざではありませぬけれども、また違法だといつておるなということでおしまひになつてしまふので、あまり気にならない御宣託になりますから、私は、やはりこの辺で何とかをいうことを公務員の皆さんにもやつていただきたくないし、やめてくれと言いたい。ところが、何もなくてやめられるかという問題が出てくる。だからしようがないから、私、もうここに五年間経験があります。民社党、公明党の皆さんと一緒に完全実施の修正案を、野党三党共同でひとつ出さうじゃないかといふところまで来ておる。皆さんおいでになつておいて、何べんここで完全実施決議をやつても、どうもさつぱり実効があらぬ。そこへもつてきて、またここでストライキの繰り返しです。完全実施せよといつてストライキの悪循環、これではしようがない。じゃ、来年はちゃんと完全実施がきまつておるかといふと、いまの新長官のお話によると、私どものほうは基本方針はきまつておるはずだが、手段方法がうまくいかなければできないのですよといふほうに持つていかれようとするということになると、ますますもつてこれはおさまりがつかないことになつていくので、そういう提案を承つておる御本尊が、予算があれば何とかしようといふことは言へた義理じゃないといふことはわかつておるけれども、しかし政治的な立場でものを考へていただかなければ、今日の情勢の中でまたまたストライキを繰り返す公務員諸君の立場を黙つて見ておるわけには

いかに。そういう意味で、どうか七人委員会と

いふものを簡単にお切りにならぬで、これから審議するときの政治情勢に合わせて、いつでもひとつ七人委員会を開いて検討する用意はある、それが結果的に政治情勢がどう出ようと、誠意をもつて努力してみる、こういう気持ちで私はお進めをいただきたい。バランス論等をめぐりまして新たな政治情勢でも出てきた場合には、所管の審議委員会でございますから、早急にまたお開きをいただいて、ひとつ誠意のほどをお尽くしをいただきたい、こうお願いをしたいわけ。いかがでございますか。

○床次國務大臣 先ほど申し上げましたように、完全実施を基本的な考え方として今後審議を続けるわけでありませぬ。できるだけ年来の目的の実現に努力してまいりたいと思ひます。

○大出委員 それでは、ひとつ中身の問題は、次の十七日に予定をいたします委員会では、公明の皆さんからまた皆さんの御意見があらうと思ひますので、これで終わりたい。せつかくの御努力のほどをお願いして終わります。

○三池委員長 浜田光人君。

○浜田委員 総務長官にただいま大出委員のほうから質問がありましたので、関連してやりたいと思ひましたが、要望だけきわめて簡単にいたしておきます。

さつき聞いておきますと、確かに四項で諸施策のバランス云々といわれるのだけれども、これは国民が開きまして、特に公務員が開いて、これはどうしても合点のいかぬことにならうかと思ひますが、少くとも人事院が——

総裁帰つちやつたが、勧告しておる、これは何と云つても一月でも二月でも近づけるようにするといふこと、これが私は行政の能率を向上するといふこと、これが私は行政の能率を向上するといふこと、そういう諸施策にマッチすることだと思ひます。さつき、さきに大出委員も要望しておりましたが、来年の完全実施は当然のことでありませぬ。これから十八日にも公務員諸君は抗議行動を

予定しておるようですが、それらを含めて、何と

かものごとがおさまる方向で、ひとつ前向きで検討していただくことを強く要望しておきます。

一般公務員関係は大体大まかなところ終わりましたので、次に、ここでまた十六日に、法律的には政府が雇用主でありますところの駐留軍労働者、この人たちがストライキをする通告をしておることを新聞等で見られるわけでありすが、この駐留軍労働者の方たちは、本来給与は国家公務員に準じてきめられ、さらに実施時期等はどうかでも公務員が改定をせないとやれない面がござい

ますので、本日上程された給与法関係に關連して質問するわけでありすが、特に十六日のストライキを通告しておるこの全駐留の皆さんと、日本政府の窓口である施設庁との問題は、これまた聞くところによりますと、何か基地の移動、撤収等によって解雇になる、いわゆる軍が縮小になって解雇になる、そうしたときに、かつて岸・アイク

声明で特別給付金が支給されるようになっておるわけですが、その給付金の金額、さらに二本立てというふうなことが納得いかぬから今日十六日のストライキが予定されておる、こういうことを聞いておる。したがって、その前段として、やはり

基地の撤収とか移動とか、そういうことが問題点にならうかと思ひますので、まずそういう米軍の基地の全面返還とか一部返還とか、さらには郊外への移動等の問題について聞いておかなければならぬと思ひます。さらに、九月十一日と十二日に日本側の外務省並びに防衛庁の次官、

アメリカの國務省、国防省の次官、こういう事務レベルでいろいろ日本の安保の問題、さらに国内の基地の問題、こういうことを総合的に協議をなさったということも聞いておるわけでありすが、

そういう協議の結果、いろいろ日本側は返還要求をされておると思ひます。あるいは縮小問題も取り上げておるでしょう、あるいは都市のま

ん中にあるような基地——増田前防衛庁長官は基地でないようなことを言いましたけれども、いず

れにせよ基地には間違いないでしょう。その基地が、日本政府はどういう要求をしておるのか、い

わゆる要求した基地の件数とか名称、またそういう基地の返還によって日本人労働者の首切りが当然關連して起こるだろうということが想定できるわけでありすが、それらの労働関係といひますか、それらについてまず第一に御説明願ひたい。

○山上政府委員 お答えいたします。去る九月十一日、十二日の日米協議会におきまして、政府側がアメリカ側に対していろいろ基地の返還等について申し入れた趣旨でございすが、この点につきましては、在日米軍の施設区域、これは日本の平和と安全のために必要なものとして、第一前提としてはこれを認めると、当然これの運用の適正化をはかつていかなければならないという考えに立っておるのではありませんが、現に提供してあります施設等のうち、利用度のきわめて少ない、あるいは遊休化しておるというふうなもので、今後ともさようなものについての使用の見通しが少ないと思はれるもの、あるいは現に自衛隊等が共同使用いたしておりまして、そういうふうなものが適当と思はれるもの、その他特に人口稠密な都市の中にあつて、都市開発と著しく矛盾すると思はれるようなものにつきまして、いろいろ検討を加えて、そうして基地そのものにつきましては、場合によりましては一部の返還あるいは返還もしくは自衛隊への使用転換、あるいはその地域と著しく矛盾するようなものにつきましては、必要に応じて、特に問題になつておるところにつきましては集団集約移転というふうなことにございまして、そういう考え方を米側に示したのでございまして、それにつきましては、われわれのほうも、こういう場所はいろいろたふらに遊休と思はれるではないかというふうな若干の例をあげて説明をいたしましたのでございまして、これは、それを要求するといふ考えではなくして、そういう基本的な姿勢、考え方については、そういう話をいたし、そうして今後の具体的な処理につきましては、当方の施設につきましてもの検討の済み次第、それぞれの合同委員会なり施設委員会なり等でこれを具体的に検討いたしてまいら

うというふうな話し合いが九月に行なわれた次第でございまして、それに基づきまして、逐次そういうふうな施設につきましては、今後きわめて遊休と思はれるようなものについては返還を要求するといふようなことになるかと思ひます。なお、米側自身におきましても、こういう問題につきま

しては総合的に再検討いたしまして、そして日本側と総合的な話し合いをさらに重ねたいといふような意向のようございまして、私どももいたしましては、今後さような方針で、遊休施設等につきましては、これらの整理というふうなことを積極的に進めてまいりたいといふふうに考えておる次第でございまして。

これらに伴ひまして駐留軍従業員との関係がどうであるかという御質問でございすが、御承知のように、従来の駐留軍従業員は人員整理といふものに伴ひ離職に對しましては、米側から退職金が出るのでございすが、それに加えて、日本政府からも特別給付金を支給いたしておるのでございまして、これらについては、先般の延長の国会の際の決議もこれあり、この増額について検討いたしておるのでございすが、駐留軍従業員が、いま言った施設の整理等に伴ひまして、将来日本側のそういうた要請に基づく原因によつて整理されるということがどの程度あるかといふことにつきましては、具体的にたたひたいまこのくらいだといふふうなあんばいは、はっきりいたさないと

いふふうな考えております。

○浜田委員 いま長官の答弁だと、個所名をあげずして、そういう遊休の個所、施設等があれば返還してもらいたい、たまたま例としてあげた個所があるかも知れない、こういうことですが、私が仄聞しておるところでは、事務レベルでの交渉の際に、日本政府は、すでに昨日の総理の答弁でもそうですが、ちゃんとやっておるのだ、こういう答弁です。したがって、その時点で、そういうことが遊んでおるか、どこが移転されなければならぬか、こういうことは米側のほうにすでにリストを提示した、このように仄聞しておるのです

が、その点はどうですか。

○山上政府委員 具体例として資料等を提出しております。

○浜田委員 そうすると、さつき言ったように、例として百四十八カ所ある中で、たとえば、どこはこういうのが遊んでおる、こういう例は、これはリストではないのです。少なくとも日本政府は、米側に対してこの分を返してもらいたい、これは、いまたいへんな問題だから移転しなければならぬ、こういうのをリストとして出す以上は、総点検して、その中で日本政府側としては、具体的な個所づけをして出しておられると思ひます。それが言えないなら、何か所くらいは出す、さらにどういふ個所は確かに遊んでおると思ひからわれわれはやったとか、そのくらいのことと言えらると思ひます。この委員会でもそんなことが言えぬことになつたらたいへんです。その点はどうか。

○山上政府委員 現在米側に提供している施設の中で返還してしかるべきもの、あるいは自衛隊への使用転換をしてしかるべきもの、あるいはこれを一部民間に転換してしかるべきもの、あるいは基地の施設の運用について特に留意を要すべきもの、あるいは米側のいろいろな等々の区分に分けて、それぞれに例を示しておるのでございまして。しかしながら、その示したというのは、あくまでも主要な具体例としてあげたのでございまして、これがすべてであるといふ意味合いでも必ずしもございませぬ。今後さらに実情を精査した上にいろいろ要求いたすべきものもあり得るといふ考えから要請いたしておるのでございまして。したがういまして、その個所は数十カ所にのぼつておりますが、それが必ずしもすべてというわけでもございませぬし、それが要求ということでもございませぬ。

○浜田委員 どうも長官、すばりものをお答えにならぬのですが、実際外国と、しかも軍側と交渉するのには、総点検といつて、しかも総理も、本会

れらを納得いく線で成立させなければならぬと思
うのです。しかもその内容は、さつきも触れられ
た、私も触れたように、二本立てになっておると
いうのだね。すると日本政府がアクションを起こ
して、そうして移動したり撤去したりする分には
特別の金を出すが、そうでなくして、アメリカの
意思によってやつた分には規定どおりの分しか出
さない、こうなると、これは長官もよく御承知で
しょうが、職場では、たとえは板付が日本政府の
要請によって岩田の基地なら岩田の基地に行く、
そうすると、飛行場だけはそうであるけれども、
それに関連して町のまんに、いろいろなキャン
プなんかがある、それらもやはり整理の対象にな
るわけです。縮小に伴ったり移動に伴って、ある
いは居住地を移さなければならぬから、どうして
も整理されるというケースもたくさんある。そう
すると、こういう二本立てでやっておつたので
は、どうしても職場に問題が起きる。また皆さん
のところでも、いまでも人手が足らぬ、足らぬと
いつているのに、これらの苦情を処理するのにた
いへんだ。だからこういう点は一本にして、いま
いろいろ御協議はなさっておろうかと思うのだけ
れども、少なくとも、今日の駐留軍労働者のペー
スも御案内のとおりでありますから、いままです
合関係とも御協議なさっておろうかと思うので、
そういう二本立ては一本にしたときにも、いまま
でお話なさっているような、そのような金額を下
回らない点で一本にされる準備か意思か——意思
だけでなくして準備がされておるのかどうか、そ
れについて明確にひとつ御答弁いただきたいと思
います。

○山上政府委員 ただいまの御質問、まことにこ
もつともな御質問でございます。いわゆる整理と
いう問題につきましては、八月の要求段階
と今日の段階とは、基地の整理というようなもの
のについての進展度合いというものも相当急速に
進んでおるような実情にもありますし、かたが
た組合からもさうな点についての一本化の要
請もございませう。ストライキ等を控えてさうな

要請もございませう。そういうたような情勢も考慮
いたしました。この特別給付金の増額につきまし
ては、当施設庁の要求段階といたしましては、人
員整理による離職者についてはこれを一本化いた
しまして要求することにいたしました。そしてその
実現に今後努力いたしたい、かように考えておる
次第でございます。

○浜田委員 そうすると、いまの答弁によりま
す、いままです二本立てであったのを、新しい段階
として一本にまとめて予算要求する、こういうよ
うに理解していいわけですね。

そこで、細部については当然労働組合——合法
的な組合ですから、団体交渉等で煮詰められると
思いますが、ただ予算要求はする、こういうこと
ですが、少なくとも今日はもう予算編成時期で
しょう。それらはただこちらは要求しただけでは
済まぬですよ。大蔵省との折衝で、見通しとい
いますか、あるいはいまの段階になって、きょうに
なつて、二本立てでできておつたのを一本なんて
これは大蔵省は困る、そういつて突っぱねられて
も困るわけです。まさか、山上長官ですから、そ
ういふことで引込みはせぬと思はれますが、大蔵
省と、そういう点は一本化に大体話し合いがあつ
ておるのかどうか、見通しについて……。

○山上政府委員 ただいま申し上げましたとお
り、要求段階として、一本化するということにつ
きましてはすでに了解を得ておると私は考えてお
ります。今後これの実現につきましては、予算全
体の折衝ということがまだ残っておりますが、当
庁といたしましては、努力をいたしたい、かよう
に考えておる次第でございます。

○浜田委員 委員長が早うやめてくれというよう
な顔をしておるから、要望しておいてやめます
が、いずれにせよ、十六日のストライキを控えて
の最大な課題ですから、あと十四、十五——十五
日は日曜日ですから、あと一日しかありませんね。
その点はよく煮詰めていただいで、そういう最悪の
事態はできるだけ避け、円満に解決できるように
強く要望してやめます。

○山上政府委員 ただいま申し上げたような措置
によってこのストライキは避け得られるのではな
かろうかと私は確信いたしておる次第でございま
す。

○三池委員長 次回は来たる十七日、午前十時理
事会、十時三十分委員会を開会することとし、本
日はこれにて散会いたします。
午後四時十五分散会

昭和四十三年十二月十九日印刷

昭和四十三年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局